

社会福祉法人三芳町社会福祉協議会評議員選任規程

平成29年4月1日

規程第116号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三芳町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第7条第4項に規定する評議員の選任について必要な事項を定めることを目的とする。

(選任要領)

第2条 評議員は、次の各号に掲げる区分の内から定款に定める定数の範囲内で、理事会が候補者を定め、定款第7条第1項に規定する評議員選任・解任委員会へ提案し、評議員選任・解任委員会が選任するものとする。ただし、評議員に町内において社会福祉事業を経営する団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者を加えることとする。

- (1) 住民代表的性格が強い組織団体
- (2) 福祉専門機関・団体的性格が強い組織・団体
- (3) 当事者団体的性格が強い組織・団体
- (4) 社会福祉関連組織・団体

2 前項各号に掲げる区分における各選出団体は、別表1のとおりとする。

(兼職の禁止)

第3条 評議員は本会役員及び職員を兼ねることはできない。

(欠落事由)

第4条 次の各号に掲げる者は、評議員となることができないこととする。

- (1) 法人
- (2) 成年被後見人又は被保佐人
- (3) 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑を受けることがなくなるまでの者
- (4) 前号に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (5) 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- (6) 暴力団員等の反社会的勢力の者

(欠員に伴う補充選任)

第5条 評議員が辞任、解任等に理由により、定款で定めた員数が欠けた場合は、遅滞なく定款で定める評議員の選任方法に従い、新たな評議員の選任を行わなければならない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法の一部を改正する法律の附則第9条の規定により、あらかじめ行わなければならない評議員の選任は、この規程の例により行う。

別表1（第2条関係）

評議員区分表

	分野	選出団体
1	住民代表的性格が強い組織団体	①区長会
2	福祉専門機関・団体的性格が強い組織・団体	①行政関係 ②民生委員・児童委員協議会 ③ボランティア連絡会 ④福祉施設連絡協議会 ⑤保護司会
3	当事者団体的性格が強い組織・団体	①障がい者等当事者団体 ②老人クラブ連合会
4	社会福祉関連組織・団体	①社会教育委員 ②人権教育推進協議会 ③入間東部福祉会 ④ライオンズクラブ ⑤青少年相談員協議会 ⑥ボーイスカウト ⑦商工会 ⑧男女共同参画推進会議 ⑨青少年健全育成推進員協議会 ⑩JA（農協） ⑪高齢大学